（　石井　通春　議員　２－１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　４年　８月　２２日　　９時　１０分受理 | | 受付順位 | １１ |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**  　　藤枝市議会議長　　山根　一　様  　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　９番　石井　通春  　　次のとおり通知します。 | | | |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 | | |
| １. 標　題 | 河川の草刈りは行政の責任の下で実施を  　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） | | |
| 大石信生前議員の質問により、今年度予算で自治会町内会への河川の草刈り予算交付金（河川愛護事業費交付金）が900万円弱から2,000万円へと倍増されたのは前進であるが、現実に即しているか更なる検証が必要ではないか。4月の市議選の公約でもあり、この場で議論を行いたい。  １：河川の草刈りの管理、責任はあくまでも行政（管理者）であって、地域の住民ではないという認識であるか。  ２：交付金の使途において、現状、町内会が外部委託している実績があるか。こういう使途拡大の周知を市は町内会に行っているか。  ３：ある町内会では草刈りを回覧で「全住民参加」とし、半ば強制参加にしている。あるいは高齢や障がいなど、参加したくてもできない人に「出不足料」と称し、ペナルティを徴収しているところも未だにある。  草刈りが行える人を役員が把握しているわけでもない。参加を当然とするこの問題は交付金の増額で解決できないのではないか。  ４：地域の事を地域住民が積極的に関与する事は望ましい状況といえるが、草刈りは重労働でレベルが違う。あくまでも行政がやるべき問題ではないか。 | | | |

（　石井　通春　議員　２－２）

|  |  |
| --- | --- |
| ２. 標　題 | 藤枝市に「児童館」を  　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） |
| 過去何度か質問し、一定の前向きな答弁を得ている標題であるが、市議選を通じ多くの方から改めて設置の要望の署名を頂いている。  　今議会では、この要望に基づき下記の視点から「児童館」の新設に向けて改めて問いたい。  １：住民要望をどう見るか。  　市議選では、特に遊具の少ない高洲南小学校区のみでの児童館設置の署名の取組にも関わらず多くの賛同を頂いた。住民のニーズが非常に高いことが伺われるが、この点で市はどう認識をするか。  ２：「子育てするなら藤枝」なら児童館を。  　本市は子育ての充実を標榜し他市との差別化を図っているが、近隣市にある「児童館」については遅れを取っている。この点での検討こそ必要ではないか。  ３：小学生中心の居場所は学童保育待機児解消につながる。  　「児童館」は小学生が親の同伴なく、子ども達だけで過ごせる「居場所」であり、この点がスマイルホール等の施設と決定的に違う。ここ数年学童保育の待機児（72名、令和3年8月1日※資料請求による）が多く発生しているが、この問題の解消にもつながるのではないか。  ４：既存の公民館施設での併用型が可能である。  　児童館は児童福祉法において、集会室、遊戯室、図書室、遊具などが施設要件に定められているが、既存の公民館（地区交流センター）との併用も認められており、全国でも併用型の児童館は数多くある。新設だけに限られないわけであるが、制度の柔軟性を活かし藤枝市初の児童館を進めるべきではないか。 | |